

資料1-②	令和6年7月10日
令和6年度 第1回 中山間地域再興ビジョン推進委員会	

## 高知県中山間地域再興ビジョン推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 高知県の中山間地域において目指す将来像と、それを実現するための施策をまとめた高知県中山間地域再興ビジョン（以下「ビジョン」という。）の検証等を行い、より効果的かつ実効性あるものとするため、高知県中山間地域再興ビジョン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) ビジョンの進捗状況の点検・検証、評価、修正・追加にかかる検討に関すること
- (2) その他目的達成のために必要な事項に関すること

### (委員及び組織)

第3条 委員は、地域づくり活動の実践者、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会には、委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (検討委員会)

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に召集される委員会については、知事が召集することができる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるとときは委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。
- 4 委員会は公開とする。ただし、委員会において特に必要があると認めるときは、非公開にすることができる。
- 5 前条第1項に定める委員が委員会を欠席する場合、委員長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。

### (事務局)

第5条 委員会の事務局は、総合企画部中山間地域対策課に置く。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附則

この要綱は令和6年6月17日から施行する。